

幕藩制社会における「環境と人間」

——萩藩を例として——

小川 國治

東亜大学 総合人間・文化学部 文化文明史研究室

E-mail: ogawa@po.cc.toua-u.ac.jp

はじめに

古来、環境は、人々の生活に大きな影響を与えてきた。他方、先人は、環境に適応するだけでなく、積極的に環境に働きかけ、生活を営んできた。これらは長い歴史社会のなかで様々に語られている。ここでは、幕藩制社会、就中、萩藩を取り上げ、災害に立ち向かった先人の努力の跡を辿り、「環境と人間」⁽¹⁾について考えてみたい。

1. 大規模開発と自然災害

我が国では、室町末期から各地の領主によって土木灌漑工事が行なわれ始めたが、戦国大名が領国を一円支配するようになると、それが広範囲で本格的に推し進められることとなった。これは織豊政権や江戸幕府に受け継がれて、土木灌漑工事も大規模化し、「農業生産の場が、谷間から台地へ、台地から沖積平坦地へと移行」していったのである⁽²⁾。その結果、戦国末期から慶安・寛文期までの約100年間で、耕地面積が約3倍に増加したと言われている⁽³⁾。

しかし、この急激な耕地の開発は、河川・山野の制御能力を超えて進められたので、少しの風雨でも河川が氾濫し、山崩れが起り、悪水問題も生じさせることとなった。このため、寛文期を過ぎると、領主主導の新田開発主義が修正され、用水施設の改修や生産基盤の拡充・整

備が行なわれるようになるのである。

周防・長門両国では、慶長期から寛文期までに大規模な新田開発が31件も行なわれているが⁽⁴⁾、そのほとんどは、藩府の直営事業の公儀開作（萩藩では開拓を開作と言う）であった。その主なものを挙げると、慶長17年（1612）の今津新開・室木新開、寛永元年（1624）の今津大開作・室木大開作（合計29町6反余、以上岩国市）、寛永5年の潮合開作（26町6反余）、正保3年（1646）の宗金開作（51町9反余）・泥江開作（20町余）、慶安元年（1648）の赤石開作（76町6反余、以上防府市）、同3年の小郡慶三開作（小郡町）・名田島慶三開作（山口市）、承応3年（1654）の鹿野開作（40町余、周南市）、万治元年（1658）の平生開作（140町余、平生町）、寛文3年（1663）の柳井古開作（150町余、柳井市）、同6年の勝間田開作（48町5反余、小郡町、山口市）、同8年の高泊開作（400町余、小野田市）などがある。なお、小郡慶三開作と名田島慶三開作の面積は不明であるが、いずれも勝間田開作と同規模である。

防長両国は、暴風・大雨の災害に度々襲われている。これは台風の影響を受けやすい西国の宿命のようなものであるが、毛利氏の領国も例外ではなかったのである。関ヶ原の敗戦後、毛利輝元は、慶長8年（1603）9月に伏見を発ち、10月に山口に着き、糸米の覚皇寺に仮寓するが、その翌年5月14日には、大雨の災害に襲われた。洪水によって錦川の堤防が決壊し

たのである⁽⁵⁾。その後も、慶長16年7月、元和2年(1616)8月、同6年5月、寛永12年(1635)7月、8月、同18年9月に「大風大雨」があり、防長両国に大きな災害をもたらした。これらは慶長期から寛永期までの主要なもののみを挙げているが、小さな被害は連年のように生じていた。

ここでは元和2年8月の「大風大雨」について取り上げてみよう。「毛利四代実録」⁽⁶⁾は、同年8月8日の記事で、「三井元信ニ命シ邦内ヲ巡視セシメ、志道五郎左衛門ヲ副タラシム、蓋シ本年風雨暴烈田圃ヲ害シ、民庶困窮シテ収納ノ逋欠有ルヘキヲ慮リテナリ」と述べている。これを裏付けるものとして、毛利輝元が郡奉行三井善兵衛尉(就延)に与えた9日付の書状が残されている。

今度大風大雨に付而、郡中為究、其方事遣之候間、何篇無緩見合候て可相調候、か様之儀者、所務代又者百姓とも迷惑ニ存儀に候間、自然其方手前之儀、何かと申候共、相尋糺明之上を以、緩之通をハ可申聞候間、於其段者心安存候て、何事も念を入可相調候、此中辛勞之通具聞届候、為其申聞候也

八月九日 (花押) (毛利輝元)⁽⁷⁾

他方、同日付の三井但馬守(元信)宛覚書もあり、そこでは具体的な指示の内容が示されている。この覚書は、長文なので省略するが、志道五郎左衛門尉(元幸)を副役とすること、被害に応じて物成(年貢)の全免から3割までを自由に裁量してよいこと、三井元信の裁定に反対する者を厳罰に処すことなどである⁽⁸⁾。

三井元信は、慶長13年1月から15年11月まで当職(国家老)を勤め、引き続き「租税徵完ノ事ヲ司」る職にあった⁽⁹⁾。その後、彼は、元和6年5月から7年6月まで当職に再任されている。なお、三井就延は、元信の嫡子である。元和2年8月の「大風大雨」に際して、毛利輝元は、物成(年貢)徴収の最高責任者である元信に全額免除を含む裁量権を与えるとともに、郡奉行の就延に被災地の復旧と農民の救済を命じたのである。以上のことから、災害の深

刻さを知ることができよう。これらは大規模な開発の影響でもあった。

このような初期の災害は、急激な耕地の開発がもたらしたと言えるが、中期に増大する災害は、農村の疲弊によるものであった。例えば、防長両国の「大風大雨」による「洪水ニ而損毛」分は、安永7年(1778)に14万1366石余、同8年に11万6472石余、同9年に16万3138石余、天明3年(1783)に13万3579石余、同5年に12万5867石余、同6年に14万4168石余と、9年間で合計82万4590石余に達しているのである⁽¹⁰⁾。宝暦13年5月における萩本藩の石高は、70万9078石余で、これに長府・徳山・清末の三支藩領と吉川領の18万3022石余を加えると、周防・長門両国の総石高が89万2100石余になる⁽¹¹⁾。従って、9年間の被害高は、防長両国の総石高に匹敵していたことが分かるであろう。

このような大風・長雨・大雨・洪水のみでなく、日照りも農業に深刻な打撃を与えた。天明の飢饉については広く知られているが、瀬戸内から九州にかけても、天明2年に大凶作が起こり、翌3年にも浅間山の噴火と冷害で「日本きんに相成」と言う状況になった。更に、同5年には、旱魃に襲われるのである。その実態について、防府地域の農業の様子を書き残した「あら方としがらの覚」⁽¹²⁾は、「然に五月節に入、雨一日もふり不申故、諸々植付相成不申候、梅雨の内色々之雨乞御祈禱不申及候、一向に雨ふり不申候、然に御国中に植付不相成、田天水之儀は不残、猶又植付相成候而も日損と有之候」と述べている。これによって、五月の節になってから雨が一日も降らず、諸作物の植付けが出来なくなったこと、梅雨に入ってから雨も降らないので、雨乞いの御祈禱を行ったものの、一向に雨が降らなかったこと、そのために防長両国で稲の植付けが出来ず、天水(雨水)に頼る田地は全て、かろうじて池水で稲を植付けた田地でも早損になったことが知られる。また、この影響で、米価が高騰したことも指摘している。

このように、先人は、日照りには雨乞いの御

祈祷を行ない、大風・長雨・大雨・洪水にも耐えながら懸命に生活を営んでいたのである。

2. 耕地の開発と用水問題

新田開発は、海岸の干拓や河川周辺の遊水池の耕地化のみでなく、畠地の田地化も含まれていた。吉敷郡所務代（代官）東条九郎右衛門尉（就類）は、管轄する諸村で、正保元年から同4年までに2932石7斗余、承応3年から明暦2年（1656）までに1386石7斗余の合計4319石5斗余の開作を行なったが、その内には畠地の田地化も多く存在していた⁽¹³⁾。この田地化のため、彼は、慶安4（1651）年に用水の確保を目的として、吉敷郡鑄銭司村で水面積15町6反余に及ぶ長沢池（長沢堤）を築き、用水溝も整備した。

一鑄銭司村長沢堤壑ヶ所

但広拾五町六反地損なし

右台道村千石余、鑄銭司村古田新開共五千石余、合六千石余水掛り、大旱之時早損不仕之由、其外堤数ヶ所出来仕候事⁽¹⁴⁾

この結果、長沢池は、周辺の村で6000石余に達する田地を潤すこととなったのである。その後、長沢池は、拡大・整備され、天保末期には水面積が40町余になった⁽¹⁵⁾。以上は耕地の開発と周辺の環境との共生をはかった開作として、最も早い時期のものと言えよう。

東条就類によって開作が進められていた頃、佐波郡東仁井令と西仁井令（防府市）の間で、開作を巡って用水紛争が生じていた。東仁井令の河内九郎左衛門は、明暦元年の春（1～3月）から西仁井令で開作を行なうため、5月に乙井手の上で「古川」を堰き止める土手をほぼ完成させた。その前にも、彼は、「以前も西仁井令牛馬を放飼候、北河原と申しは原（柴原）を右九郎左衛門畠開一町仕候、河畑悪敷所ニ付、高壱石之御所務被仰付候」⁽¹⁶⁾と、西仁井令で牛馬を放し飼いとするとともに、北河原の柴原で1町歩の畠を開作し、1石の高付を受けていた。従って、彼の畠開作は、藩府から承認され

ていたこととなる。

河内九郎左衛門の父彦兵衛は、「殊ニ彼古川先年私親彦兵衛寛弍ノ御改之年被召放、彼所江牢人仕、田畠所持不申ニ付而、田買候節、右之古川先作人之抱ニ付而、田畠一同ニ買取証文御座候間、写仕懸御目候」⁽¹⁷⁾と、寛永2年の検地と知行地替の際に召放ちとなったため、牢人（浪人）して東仁井令に移り、田畠を購入し居住していたのである⁽¹⁸⁾。毛利氏が防長移封の際に多くの家臣を削減し、慶長検地と寛永検地の際にも家臣を召放ったことは知られているが、河内彦兵衛もその一人であったと思われる。彼が田畠とともに購入した「古川」は、乙井手の上流にあり、「古川五六百間も有御座候」と言うものであったため、子の九郎左衛門が開作の際に土手を築き、溝を掘ったのである。

しかし、同年6月に入ると、西仁井令の農民29人が開作の中止と土手・溝の撤去を要求した。その理由として、河内九郎左衛門が自分たちの了解を得ないまま、従来慣行を無視して強引に開作を進めているので、耕作に支障が出ることを挙げていた。藩府は、代官の手子役を派遣し、両者の言い分を聞いて解決を図ろうとしたが、同月17日に土手の所に集まっていた西仁井令の畔頭⁽¹⁹⁾市郎左衛門・松寿以下13人と九郎左衛門の下人との間で口論が生じ、13人が激高して土手を切断してしまった。これを知った藩府は、論の是非を問わず、農民13人を処罰することとし、首謀者1人⁽²⁰⁾を入牢させ、残る12人に過料を課した。他方、河内九郎左衛門には、開作の中止を命じた⁽²¹⁾。

この開作を巡る事件は、公儀開作ではなく、帰農しようとした牢人（浪人）と農民との間で起こったものであるが、この時期には各地で類似の問題が生じていたのである。これらを解決する過程で、萩藩は、公儀開作は素より、各種の開作でも、周辺の村々の了承を得た上で着手する方法を確立したのである。これは、湧水・悪水・溢水・遊水などの害から村々を守るためであり、環境の保全を図ったものであると言えよう。

3. 山林の保護

慶長12年8月、毛利輝元は、蔵入地の検地を行なうに際して、検地総奉行の三井元信と蔵田与三兵衛尉(元連)に「蔵入再検申候条々」⁽²²⁾を発給したが、その中で竹木規制(13条、14条)についても触れている。ここでは、用木のある山に高札を立てるので、みだりに伐採をさせないこと、但し、農民が家作で木を必要とした場合は、検討の上で許可し、切手を支給すること、竹は、三分の一を農民に与えるので、十分に竹林の保護をすること、農民に与える際は切手を支給すること、付り、筍の採取は禁止すること、などが指示されている。

山林や野原は、本来、人々の生活の場として利用されてきた。しかし、鎌倉中期以降、在地領主が「立野」「立山」「立林」を設定して山林や野原の領主権を主張し始め、農民の入会権を制限するようになった。戦国期になると、諸大名は、木と竹が軍事用資材であるとして、山林や野原を支配するようになった。萩藩は、戦国大名毛利氏の林野支配を引き継ぎ、竹木規制の名目で山林や野原に対する領主権を強固なものにし、領内各地に「御立山」を設置した。これは寛永期から正保期(1624~47)にかけて集中的に行なわれている。

萩藩は、防長移封後の困難な経済問題を乗り切ったものの、寛永期になると財政が破綻し始め、藩債が寛永21年に銀3682貫目余になり、正保3年には6200貫目余に増加した。ちなみに、銀3682貫目余は、当時の米価を基に換算すると、12万2733石余になり、藩の収入の1か年分を上回っていた。このため、萩藩は、正保3年に高800石以下の給領地(寺社領を含む)を上地させ、蔵米を支給するとともに、一門をはじめ、全ての給禄を平均20%削減した。これを「正保の二歩減」と言う⁽²³⁾。このような財政逼迫のため、萩藩は、延宝5年(1677)10月に「御立山」の用木を売り払うこととし、給領主にも用木の販売を許可した。その結果、山林の伐採が急激に進み、元禄期(1688~1703)

になると、萩の城下町でも「御用の竹木并炭薪等至迄次第ニ不如意相成候」⁽²⁴⁾と言う状態に陥った。他方、この乱伐が山林の保水力を弱め、河川の氾濫を引き起こしたのである。

元禄13年(1700)10月、当職佐世主殿(広久)は、郡奉行林小左衛門(重良)と馬来五郎左衛門(就延)に覚書を発給し、各代官を督励して多くの「御立山」を増設させた。彼は、藩財政の補填のみでなく、山林の保護も考慮していたのである。ちなみに、「御立山」は、設置の目的によって、御囲山・御用心山・御番組山・御普請山(以上、用木の山)、風防山・砂防山・魚付山・海上見入山(風致・保安の山)などの呼称があった。このうち、「御立山」の中でも重要な役割を担う御番組山について説明しておこう。享保4年(1719)6月、当職口羽衛士(元之)は、「御立山」の乱伐による荒廃を防ぐため、番組山制度を設けた。この制度は、各宰判の「御立山」を20に分割し、1年に1山を伐採するもので、その山を「貳拾番山」と称した。萩藩は、番山の売り払い代銀を「御立山修補銀」として運用し、「御立山」の保護を図ったのである⁽²⁵⁾。なお、宰判は、代官の支配地域のことである。

その保護の内容は、植林と下枝・下草払いである。萩藩は、天保13年(1842)の春(1~3月)に三田尻宰判向島(防府市)の「翁崎御立山」で植林を行なったが、城下町の植木屋久兵衛から檜と杉の苗を購入し、萩から現地に運び、農民に植付けさせている⁽²⁶⁾。このように、植林は、苗代・運賃・労賃などの経費を必要とする大規模な事業でもあった。その経理を賄うものとして、「御立山修補銀」が設けられていたのである。

「御立山」の実態を知るため、代表的な徳地宰判柚木村(佐波郡徳地町)の「滑御立山」を例示しておこう。この「滑御立山」は、面積が1284町に及ぶ広大なもので、17の山から成っており、そこには柁(つが)4876本(2尺~1丈廻迄)、縦(もみ)2000本(2尺~9尺廻迄)、檜5923本(2尺~8尺廻迄)、槻(つき)1744本(2尺~1丈2尺廻迄)、檜335本(2

尺～5尺廻迄)、杉 3955 本 (2尺～7尺5寸廻迄)、柏(かしわ) 10 本 (2尺～4尺廻迄) などが立っていた。これは天保9年の調査であるが、その他にも、寛政年中から文化4年迄に植林された「良木」が57万4744本も成育していたのである⁽²⁷⁾。

「御立山」(藩有山)の外にも、萩藩にも、当然のこととして、給領主・寺社の「御預山」(萩藩が給領主・寺社に「御立山」を預けたもので、給領山を意味した)、農民の「合壁山」(私有山)、村落共同体の「山野」(入会地)などがあったが、これらにも保護の考えが及ぶようになるのである。

4. 牛疫と虫害

寛文12年(1672)に防長両国で牛が合計4万8848頭も死んだ。「大記録」⁽²⁸⁾は、「当夏以来諸郡之牛夥敷損苦々敷儀共候」と伝えている。この大量死は、牛疫によるもので、西国の33か国に及んでいた。三田尻宰判伊佐江村に伝来する「玉祖明神御縁記」⁽²⁹⁾は、同村の牛死について、「其上午(牛か)大かた死申候、当村抔も三拾式匹御座候内、煩生申候午、六郎右衛門・太兵衛両人之午残り申候、残三拾匹悉損申候、麦作仕付之時分八人ひきニ仕候」と、惨状を伝えている。このように、伊佐江村では、32匹(頭)いた牛が30匹も死に、わずか2匹しか生き残らなかったため、麦作の時には、人手で犁を引かなければならぬ事態に陥っていた。当時の農村では、牛が高価なものであり、上層農しか飼育できなかったが、その牛がほとんど疫病で死んだのである。領内の村々にとって、大きな打撃であったことが分かるであろう。これに先立つ41年前の寛永7年(1630)にも、伊佐江村では、「此年馬壹匹も不残相果申候」⁽³⁰⁾と、牛3匹を除いて全滅している。

萩藩は、郡配当米⁽³¹⁾から支出して修補米を設け、牛の回復を図った。しかし、このようなウイルスによる牛馬の大量死は、藩政時代には避けることが出来ないものであり、藩府も対策に苦慮していた。その都度、農民は、苦境に立

ちながらも、藩府の援助を受けて牛馬を買付け、その数を徐々に増加させていったのである。

享保17年に西南諸藩は、「紀州四国九州播磨より下中国筋、不残田地にうんかと云虫付候て、米穀押並枯、牛馬死亡、大飢饉にて餓死人不知数」⁽³²⁾と、深刻な虫害に襲われた。幕府をはじめ西南諸藩は、懸命の対策を講じたが、「飢死スル者九十六万九千九百人ト云」う事態に立ち至った。この年、防長両国でも5月、閏5月、6月と長雨に見舞われたが、7月に入るとウンカが発生した。「虫枯記」⁽³³⁾は、岩国領の様子について、「七月二日三日の頃より、由宇組ニ糠の目の如キ虫稲ニ付枯申候由、御所務代瀬川治兵衛より遂注進、夫以来日々夜々御領内諸所方々より不得止申出候、其有様は昨日迄ハ青々と出来宜相見候分、至翌朝見候ヘバ熱湯など掛けたる如ニ相成、蠅の様成虫稲かぶ毎ニ本より末迄糞と取付、夥敷事ニて驚入たる儀ニ候」と伝えている。このような事態になっても、寺社で御祈祷を行ない、「蝗(いなむし)をまじないはらふ法」をするしか方策がなかったのである。

9月には一層事態が深刻化し、防長両国の最終的な被害高が米29万2740石にもなった。幕府は、同月28日に西南諸藩に石高に応じて米と金子を貸し与え(5年賦返済)、大飢饉に備えさせた。「三拾万石以上」の大名である毛利氏は、幕府から金2万両と米1万6000石を借り受け、本支藩領の人々の救恤に充てた。しかし、翌18年2月の調査では、防長両国の飢人が1～2月で17万7500人に及んでいる。山間地の山代地方は、耕地が少なく、請紙制⁽³⁴⁾によって楮や紙の生産を強制されていたので、元禄期を過ぎると、著しく疲弊していた。このため、山代地方の村々では、餓死者が20～30%に達したのである。「品秀寺年代記」⁽³⁵⁾は、ウンカの被害によって、悲惨な事態に陥った山代地方の様子を生々しく伝えている。しかし、幸いなことに、同18年と19年に防長両国が豊作であったので、「虫枯」によって、深刻な被害を受けた人々の生活は、次第に立ち直ってい

た。

萩藩は、「御用心米」の制度を設けていたため、今度の「虫枯」にも、壊滅的な打撃を受けるには至らなかった。寛文元年7月の「箇条(所務)」(万治制法)⁽³⁶⁾には、「御用心米の儀ハ年々奉書を以員数申渡候、如先規沙汰可被仕置候事」と見え、「見分集・馬耳風」⁽³⁷⁾には、「御用心米先年ハ五千石宛被残置」とある。但し、寛文9年以降は3000石に減少している。これに加えて、享保15年8月に幕府が「近来は豊年打続候間、凶年の為手当置米被仰付候事候間、諸大名も米穀等可成程は被貯置候様可被心得候」⁽³⁸⁾と諸藩に命じたため、萩藩も「御困穀」を行っていた。その額は明らかでないが、「御用心米」と同額か、それより多かったと推定されている⁽³⁹⁾。これも、一部の地域を除き、餓死者が少なかった要因であろう。

元文4年(1739)2月、萩藩は、「虫枯」凶作を教訓とし、「國中自然凶年之時、飢人為救米穀貯之儀、其方令吟味申付候趣聴届候」⁽⁴⁰⁾と、更に、用心米の充実を図り、新たに2万石を蓄えた。これを新入替米と名付け、旧来の「御用心米」を古入替米と改称した。こうして入替米制度を整え、その後も種々の名目で「御困穀」を設け、備荒貯穀制度を拡充していったのである。

おわりに

以上、「環境と人間」について、災害の側面から述べてみた。しかし、これとても、萩藩を例として、災害と対処の様子をわずかに示したに過ぎない。とは言え、ここに見られるように、先人は、様々な災害で悲惨な状態になったり、苦境に立っても、懸命に耐えながら生活を営んできた。そして、彼らは、反省や工夫によって、制度を整えるとともに、自然との共生も図ったのである。このことは、決して過去のことではなく、現代の我々の問題でもある。「環境と人間」を考える際に、少しでも示唆が得られれば幸いである。

注

- (1) 本稿の一部は、既に発表した拙著・拙稿を基にしている。
- (2) 葉山禎作編『日本の近世』4(生産の技術)4 農書からみた近世農業技術、中央公論社、1992年。
- (3) 葉山禎作「近世前期の農業生産と農民生活」『岩波講座 日本歴史』10 近世2、岩波書店、1975年。古島敏雄『日本農業技術史』、時潮社、1947年。大石慎三郎・津田秀夫・逆井幸仁・山本弘文『日本経済史論』、お茶の水書房、1967年。
- (4) 山口県企画部広報課編『山口県文化史年表』、山口県、1968年。
- (5) 藤重俊男編『岩村年代記』、岩国徴古館、1994年。
- (6)(9) 山口県編「毛利四代実録」『山口県史』史料編 近世1 上、山口県、1999年。
- (7)(8) 山口県編「毛利三代実録考証」『山口県史』史料編 近世1 下、山口県、1999年。
- (10) 大田報助編『毛利十一代史』7冊、名著出版、1792年。
- (11) 小川國治『転換期長州藩の研究』、思文閣出版、1996年。
- (12) 防府市史編纂委員会編「あら方としがらの覚」『防府市史』史料 II 近世下、防府市、1996年。
- (13) 「大記録」21、山口県文書館所蔵。
- (14) 「譜録・東条九郎右衛門勝直」山口県文書館所蔵。
- (15) 山口県文書館編『防長風土注進案』14、山口県文書館、1964年。
- (16)(17)(21) 「大記録」30、山口県文書館所蔵。
- (18) 毛利氏の家臣が防長移封、慶長検地及び寛永検地で召放たれたことは知られているが、河内彦兵衛もそのような浪人の一人であったと言えよう。
- (19) 畔頭は、他藩の組頭に相当するが、萩藩の村は広く大規模であったので、他藩の庄屋と同じ仕事をしていた。
- (20) 実際には首謀者が不明であったので、籤引で農民1人を選び、萩で入牢させた。
- (22) 山口県文書館編「万治以前主要法令」『山口県史料』近世編法制上、山口県文書館、1976年。
- (23) 三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』(改訂版)、マツノ書店、1977年。
- (24)(25)(26) 山口県文書館編「二十八冊御書付」『山口県史料』近世編法制上、山口県文書館、1976年。
- (26) 「三田尻宰判本控」山口県文書館所蔵。
- (27) 山口県文書館編『防長風土注進案』11、山口県文書館、1964年。
- (28) 「大記録」22、山口県文書館所蔵。

- (29) (30) 防府市史編纂委員会編「玉祖明神御縁記」『防府市史』史料Ⅱ 近世下、防府市、1996年。
- (31) 萩藩は、年貢収納の際に、1割大きい升（1斗升=1斗1升）を用いて増徴し、宰判（郡）や村の運営費用に充てた。これを延米と言ひ、その大半を宰判（郡）の運営費用である郡配当米が占めた。なお、宰判は、代官の支配地域で、郡を分割しており、時代によって変更されるが、18宰判が多かった。
- (32) (40) 前掲『毛利十一代史』6冊。
- (33) 岩国市史編纂委員会編「虫枯記」『岩国市史』史料編2 近世、岩国市、2001年。
- (34) 寛永5年に始まった請紙制は、萩藩が設定した楮高に応じて農民に半紙を漉かせ、それを藩府が収納するものである。農民は、楮を栽培して紙を漉き、半紙を上納して年貢を皆済したが、米の換算が藩府の恣意によって行なわれたので、彼等にとって過酷な制度であった。
- (35) 錦町史編纂委員会編『錦町史』、錦町、1988年。
- (37) 「見分集・馬耳風」、山口県文書館所蔵。
- (38) 前掲『毛利十一代史』5冊。
- (39) 三輪為一『旧萩藩非常用貯蓄金穀』、防長文化研究会、1938年。